

給実甲第1298号

令和4年3月31日

人事院事務総長

給実甲第326号の一部改正について（通知）

給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和4年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表 学歴免許等資格区分表			別表 学歴免許等資格区分表		
イ 甲表			イ 甲表		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準 学歴 区分	学歴 区分		基準 学歴 区分	学歴 区分	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 短大	(略)	(略)	2 短大	(略)	(略)

卒	二 短大	(1) (略)
	2卒	(2) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の <u>海技課程専修科</u> 若しくは <u>航海専科</u> 又は <u>海技専攻課程</u> （ <u>海上技術コース</u> （航海）及び同コース（機関）に限る。）（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 (3)～(31) (略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

口 (略)

卒	二 短大	(1) (略)
	2卒	(2) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の <u>海技専攻課程</u> （ <u>海上技術コース</u> （航海）及び同コース（機関）に限る。）及び <u>海技課程専修科</u> （旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 (3)～(31) (略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

口 (略)

以 上